

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和6年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	30 トン	72 トン
		102 トン	30 トン	72 トン
3	クリーム	62 トン	41 トン	21 トン
		53 トン	30 トン	23 トン
4	粉乳類	51,114 トン	12,091 トン	39,023 トン
		48,333 トン	7,284 トン	41,049 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	1,178 トン	391 トン
		1,569 トン	1,178 トン	391 トン
6	加糖れん乳	206 トン	25 トン	181 トン
		187 トン	25 トン	162 トン
7	ヨーグルト	11 トン	11 トン	超過済
		11 トン	11 トン	超過済
8	バターミルク	17 トン	10 トン	7 トン
		17 トン	10 トン	7 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	36,565 トン	20,993 トン
		48,997 トン	26,677 トン	22,320 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	6,589 トン	5,495 トン
		7,453 トン	2,879 トン	4,574 トン
11	バター	16,731 トン	13,909 トン	2,822 トン
		14,046 トン	9,886 トン	4,160 トン
12	豆類	81,156 トン	51,488 トン	29,668 トン
		38,771 トン	26,459 トン	12,312 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	4,103,070 トン	1,594,391 トン
		5,310,622 トン	3,775,946 トン	1,534,676 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	998,322 トン	344,577 トン
		251,859 トン	117,388 トン	134,471 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	537,840 トン	334,012 トン
		871,852 トン	537,840 トン	334,012 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	2,544 トン	1,487 トン
		3,933 トン	2,518 トン	1,415 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	8,158 トン	18,904 トン
		26,794 トン	7,348 トン	19,446 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	101,523 トン	61,075 トン
		162,186 トン	98,157 トン	64,029 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	15,231 トン	4,022 トン
		1,638 トン	15,231 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	1,160 トン	376 トン
		1,491 トン	1,120 トン	371 トン
20	イヌリン	3,015 トン	1,955 トン	1,060 トン
		67 トン	52 トン	15 トン
21	落花生	44,537 トン	21,399 トン	23,138 トン
		27,828 トン	11,004 トン	16,824 トン
22	こんにやく芋	209 トン	44 トン	165 トン
		209 トン	44 トン	165 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	3,984 トン	5,521 トン
		3,551 トン	803 トン	2,748 トン
24	でん粉調製品	332 トン	1,086 トン	超過済
		320 トン	619 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	1,970 トン	2,878 トン
		2,158 トン	991 トン	1,167 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	9,106 トン	8,728 トン
		2,181 トン	1,005 トン	1,176 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	145 トン	84 トン
		229 トン	145 トン	84 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。